

令和元年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））

医療観察法の制度対象者の治療・支援体制の整備のための研究

分担研究報告書

### 医療観察法鑑定書作成および処遇判断に関する研究

研究分担者 岡田 幸之 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科精神行動医科学分野

#### 研究要旨：

本研究は、医療観察法制度において行われる精神鑑定、およびそれによって作成されて審判の判断材料として用いられる鑑定書について、合理的な審判に資するうえでの問題点と解決方策を整理し、そこで明らかになった方策を実現する具体的な鑑定の実施方法ならびに鑑定書の形式等を提案することを目的としている。

令和元年度においては、平成 30 年度までに検討してきた、医療観察法の 3 要件（または 3 要素）と過去、現在、将来の 3 時点の組み合わせからなる 3×3 マトリックスと、医療観察法 37 条 2 項に基づく 8 因子と過去、現在、将来の 3 時点の組み合わせからなる 8×3 マトリックスによる整理の結合を行った。そしてそこから導きだされた鑑定書の構成方法をもとに鑑定書作成の手引き（案）および鑑定書式（案）の一部の策定を行った。

令和 2 年度には、上記の手引き（案）および鑑定書式（案）に作成具体例を加えるなどしながらさらに作成をすすめたうえで、鑑定を利用する立場である裁判官からの意見を聴取してこれを反映させて、それらの完成と目指す予定である。

#### 研究協力者

茨木 丈博 神奈川県立精神医療センタ

—

#### A . 研究目的

本研究の大目的は「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、医療観察法）」において行われる鑑定とそれによって作成される鑑定書について、あらためて本制度における適切な処遇を判断するにあたって有用なかたちとはどのようなものであるかを明確にすること、そしてそれにそった具体的

な方法を提案することにある。

平成 30 年度までに、医療観察法の処遇判断にあたっては、「医療観察法の 3 要件（または 3 要素）」とされる「疾病性」「治療反応性」「社会復帰要因」と医療観察法 37 条 2 項に基づく 8 因子（a.精神障害の種類、b.過去の病歴、c.現在及び対象行為を行った当時の病状、d.治療状況、e.病状及び治療状況から予測される将来の症状、f.対象行為の内容、g.過去の他害行為の有無及び内容、h.当該対象者の性格）の視点を組み合わせることで検討することが合理的であることなどを確認している。

そこで令和元年度は、さらにこの3要件と8因子の視点の整理をすすめて、具体的な手引きとそれに基づく鑑定書書式の作成をすることを目的とした。

## B．研究方法

研究者らによって、手引きの全体的な構成の検討を行った。これに基づいて手引き（案）の作成を行うことにした。手引き利用者にとって具体的なイメージを持ちやすくするように、鑑定書の作成例（案）についても作成を行うこととした。

本研究による手引きと書式の策定に関して、引き続き協力を最高裁判所に依頼することにした。

## C．研究結果

手引きについては、理論編と作成編の2部構成とすることとした。策定過程にある手引き（案）の目次を以下に示す。手引き（案）の具体的な内容については、ここでは省略するが、現時点でA4で30ページ程度のものとなっている。

### 【手引き（案）の目次】

#### 第1章 理論編

1. 医療観察法鑑定 の 目的 と 機能
2. 鑑定書 に 記載 さ れ る べき 内容
3. 処 遇 意 見 の 3 要件 × 3 時 点 マ ト リ ッ ク ス による 構成 方法
4. 鑑定 書 記 載 に 関 係 す る 裁 判 例 に つ い て
5. コ ア ・ ク エ ス チ ョ ン による 構成 方法

#### 第2章 作成編

1. マ ト リ ッ ク ス 作成 による 作成 方法
2. コ ア ・ ク エ ス チ ョ ン による 作成 方法

## D．考察

本研究を通じて「手引き」およびその手引きにそった鑑定書を作成するための書式

の作成をすすめている。

令和元年度までに作成したものはあくまでも（案）であり、それ自体まだ完結していない。そしてさらに実用にあたっては多くの検証を重ねる必要がある。たとえばこの研究班の他の分担研究で扱われている「複雑事例」についてこの書式による整理を行ってみたいことが考えられる。

また鑑定書というのはいうまでもなく法律判断に資するものであるから、法曹、とりわけ最終的な判断をする立場にある裁判官に、手引きと書式に関する意見を求めることも必須といえるであろう。

また最終的に完成したものが実際の医療観察法審判の鑑定で適正に利用されるようにするためには、どのようなかたちで公開、提供するのがよいかという点についても、今後、検討を行っていく必要がある。

## E．結論

本研究を通じて作成する「手引き」は現在のところ未完成である。令和2年度以降は具体的なケースでの試行を進めると同時に、最高裁判所をはじめとする関係専門機関、専門家らの協力を仰ぎながら、完成を目指す計画である。

## F．健康危険情報

なし

## G．研究発表

### 1．論文発表

なし

### 2．学会発表

なし

## H．知的財産権の出願・登録状況

### 1．特許取得

なし

## 2. 実用新案登録

なし

## 3. その他

なし

## 1. 謝辞

本研究に関する最高裁判所のご協力に深謝致します。

## 参考文献

なし